

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	中川整形外科	4611910342	鹿児島県霧島市国分府 中町33-17	一般病床 19床 療養病床 [医療保険 床] [介護保険 床]
診療所	あいら中川整形 外科	4614511048	鹿児島県始良市西餅田 85-1	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年11月20日 令和5年度決算の決定

令和5年11月20日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 創世会
 所在地 霧島市国分府中町 3 3 - 1 7

※医療法人整理番号

--	--	--	--

財産目録

(令和 6年 9月 30日現在)

1. 資 産 額 2, 124, 538 千円
 2. 負 債 額 91, 306 千円
 3. 純 資 産 額 2, 033, 232 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1, 026, 508
B 固 定 資 産	1, 098, 030
C 資 産 合 計 (A + B)	2, 124, 538
D 負 債 合 計	91, 306
E 純 資 産 (C - D)	2, 033, 232

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 創世会

※医療法人整理番号

所在地 霧島市国分府中町 3 3 - 1 7

貸 借 対 照 表

(令和 6年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,026,508	I 流 動 負 債	89,507
II 固 定 資 産	1,098,030	II 固 定 負 債	1,799
1 有 形 固 定 資 産	157,778	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	4,545	負 債 合 計	91,306
3 そ の 他 の 資 産	935,707	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 資 本 金	5,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	2,028,232
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	2,033,232
資 産 合 計	2,124,538	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,124,538

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 創世会

※医療法人整理番号

所在地 霧島市国分府中町33-17

損 益 計 算 書

(自 令和 5年10月 1日 至 令和 6年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,271,868
2 事業費用	1,157,141
本来業務事業利益	114,727
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	114,727
II 事業外収益	10,197
III 事業外費用	79
経常利益	124,845
IV 特別利益	0
V 特別損失	304
税引前当期純利益	124,541
法人税等	27,388
当期純利益	97,153

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 創世会
所在地 霧島市国分府中町33-17

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 の近親者が代表 者である法人	(有)ワイエスメ ディカル (注) 1	鹿児島県霧島市	143,672	医療に付帯する サービス業	診療材料の購入	診療材料の購入 (注) 2	11,595	買掛金	1,571
役員 の近親者が代表 者である法人	(有)ワイエスメ ディカル (注) 1	鹿児島県霧島市	143,672	医療に付帯する サービス業	業務委託	業務委託料 (注) 3	141,144	未払費用	10,808

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長 中川 悟 の [] が代表取締役である法人。

(注) 2. (有)ワイエスメディカルからの診療材料の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

(注) 3. (有)ワイエスメディカルからの業務委託料に関する取引価格は人件費等から決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	[]	[]	[] 不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	39,600	未払費用	1,000
役員	[]	[]	[] 不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 2	4,680	未払費用	0
役員	[]	[]	[] 不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 2	9,000	未払費用	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定し、支払条件は3月と9月に当月分を含めた半年分を前払としている。

(注) 2. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定し、支払条件は当月現金払いとしている。

様式6

監事監査報告書

医療法人創世会

理事長 中川 悟 殿

私は、医療法人創世会の令和5会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年11月20日

医療法人創世会

監事 中崎 隆穂